

2024年度前期・社福国試対策

補足(福祉に関わる行財政、計画)

45 行政機関

「穴埋めチェック2024」
P.153～P.158参照



▶ 行政組織に関するキーワード

行政主体	● 行政を行う権利と義務をもち、自己の名と責任で行政を行うもの（国や地方公共団体など）		
行政庁	● 「行政主体」の法律上の意思決定を行い、それを外部に表示する権限を有する（大臣や知事など）		
補助機関	● 「行政庁」の意思決定を補助する機関（児童福祉司、社会福祉主事など）		
行政事務の種類	法定受託事務	第1号	● 国が本来果たすべき役割にかかる事務
		第2号	● 都道府県が本来果たすべき役割にかかる事務
	自治事務	● 地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの	
指定管理者	● 公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度 ● 指定には、普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない		

▶ 行政組織

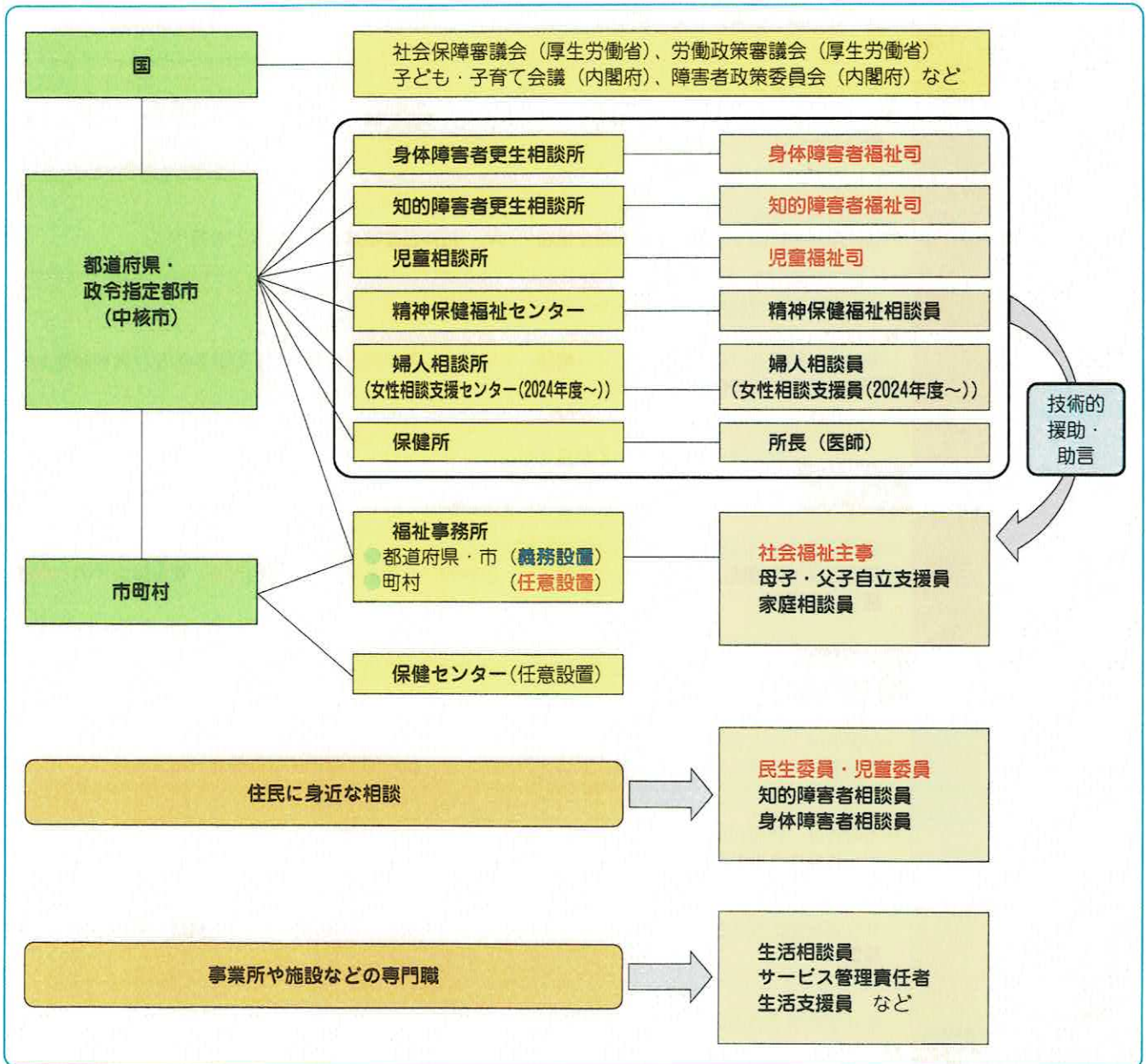
行政主体	地方公共団体	国	● 法令の制定など制度の基本的な枠組みの設定などを行う					
		普通地方公共団体	都道府県	● 広域的な事務、高度な技術や専門性を必要とする事務、市町村に対する連絡調整等を行う				
			市	市町村	● 基礎的な地方公共団体。住民に身近な事務を行う		1718	
				市	人口5万人以上を有すること等が要件		市 792	
					政令指定都市	● 人口50万人以上等が要件 ● 都道府県が実施する事務の多くが委譲される		(20)
					中核市	● 人口20万人以上等が要件 ● 政令指定都市が処理することができる事務の一部が委譲される（身体障害者手帳の交付、母子父子寡婦福祉資金の貸付など）		(62)
			町村	● 「町」の要件は、都道府県がそれぞれ条例で定める要件を満たすこと		町 743 村 183		
			特別地方公共団体	特別区	● 東京23区（市に準ずる基礎的な地方公共団体）			
				地方公共団体の組合	広域連合	● 広域にわたり処理することが適当な事務に関し設けることができる ● 後期高齢者医療広域連合。介護保険の保険者にもなることができる		
		一部事務組合	● 一部の事務を共同処理するために設けることができる					

※市町村数は、2023（令和5）年4月現在



「どこに」「どのような相談機関があって」「誰が配置されているのか」といった全体像をつかみましょう。

▶ 社会福祉の実施体制



▶ 公的機関の業務内容

機 関 (根拠法)	業務内容
身体障害者更生相談所 (身体障害者福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に義務設置、指定都市は任意設置 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談や指導、医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定などを行う
知的障害者更生相談所 (知的障害者福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に義務設置、指定都市は任意設置 知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談や指導、医学的、心理学的及び職能的判定などを行う
精神保健福祉センター (精神保健福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、指定都市に義務設置 精神障害者に関する複雑又は困難な相談や指導、精神医療審査会の事務などを行う
児童相談所 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、指定都市、児童相談所設置市に義務設置 中核市、特別区は任意設置 専門的な知識及び技術を必要とする相談、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、児童の一時保護などを行う
	一時保護 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護の期間は2か月を超えてはならない(2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときに家庭裁判所の承認が必要)
婦人相談所 (売春防止法) 2024年度～ 女性相談支援センター (女性支援法)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に義務設置、指定都市は任意設置 要保護女子の相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定、要保護女子の一時保護などを行う
	一時保護 <ul style="list-style-type: none"> DV被害等女性、同伴児童に係る短期間(概ね2週間程度)の一時保護を行う
保健所 (地域保健法)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置 食品衛生、環境衛生、精神保健、感染症の予防など、広域的・専門的な保健サービスを行う
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、市町村保健センターを設置することができる 直接住民に身近な保健サービスを行う
福祉事務所 (社会福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に規定されている、第一線の社会福祉行政機関。都道府県及び市は義務設置、町村は任意設置(※)
都道府県福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所を設置していない町村を管轄する 福祉三法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)に定める事務を司る
市町村福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 福祉六法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)に定める事務を司る

※2022(令和4)年4月現在、都道府県(205か所)、市(特別区含む)(999か所)、町村(46か所)の福祉事務所が設置されている

46 専門職

▶ 公的機関等に配置される専門職

福祉従事者	設置場所	資格要件・業務内容など
身体障害者福祉司	身体障害者更生相談所・福祉事務所（任意）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、社会福祉主事（2年以上経験）など 身体障害者更生相談所の長の命を受けて、身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導を行う
知的障害者福祉司	知的障害者更生相談所・福祉事務所（任意）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、社会福祉主事（2年以上経験）など 知的障害者更生相談所の長の命を受けて、知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導を行う
児童福祉司	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、社会福祉主事（2年以上経験）など 児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う
児童心理司		<ul style="list-style-type: none"> 精神保健に関して学識経験のある医師、大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等 心理に関する専門的な知識等を必要とする指導を行う
精神保健福祉相談員	精神保健福祉センター・市町村・保健所など	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所等に配置できる（任意） 精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する
婦人相談員（女性相談支援員（2024年度～））	婦人相談所（女性相談支援センター（2024年度～））・福祉事務所など	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が委嘱（市長も可） 要保護女子につき、その発見に努め、相談、指導等を行う
社会福祉主事	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市、福祉事務所設置町村に配置（補助機関） 都道府県知事又は市町村長のもとで措置に関する事務を行う
母子・父子自立支援員	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事、市長、福祉事務所設置町村長が委嘱 母子・父子及び寡婦に対し、各種相談、職業支援等を行う
家庭相談員	福祉事務所（家庭児童相談室）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉主事（2年以上経験）など 家庭児童福祉に関する専門的な相談、助言指導などを行う
家庭裁判所調査官	家庭裁判所、高等裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内の紛争や非行の原因などの調査や、児童福祉施設入所等の適否を判断するための調査等を行う
知的障害者相談員	（民間奉仕者）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から委託される 知的障害者又はその保護者の相談、更生のために必要な援助を行う
身体障害者相談員	（民間奉仕者）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から委託される 身体に障害のある者の相談、更生のために必要な援助を行う
介護サービス相談員	（民間奉仕者）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から委嘱される 介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる

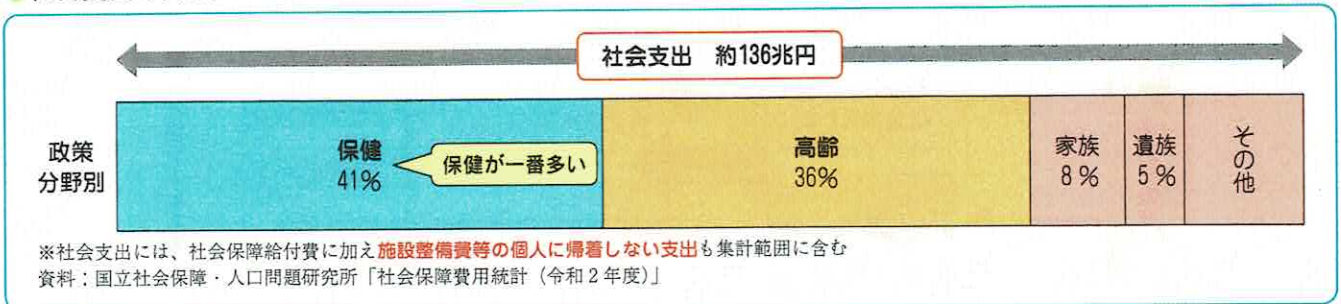


▶ 社会保障給付費

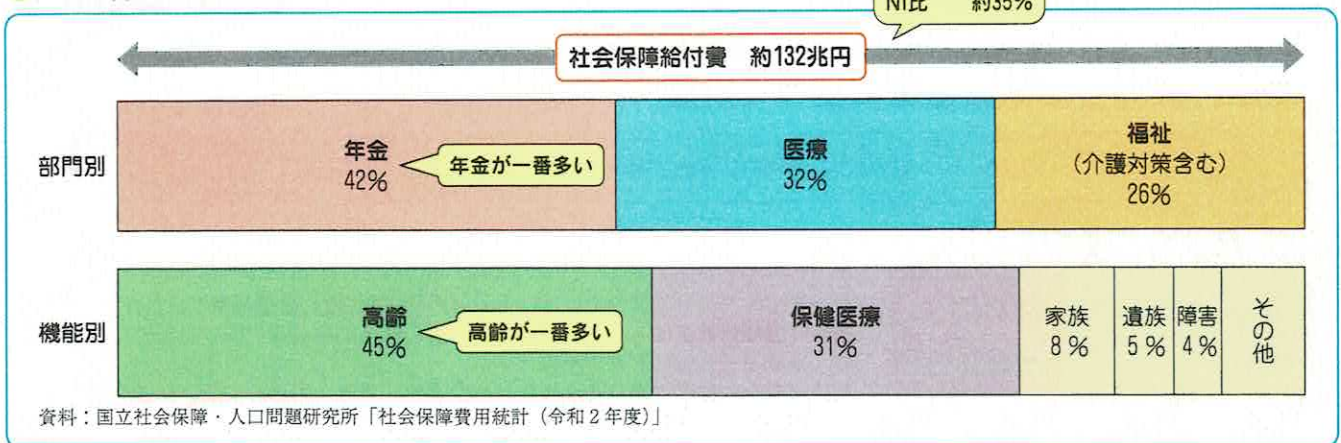


2020（令和2）年度の日本の社会支出は約136兆円、社会保障給付費は約132兆円でした。その分野別の内訳、財源などの構造と特徴を体系的に整理しましょう。

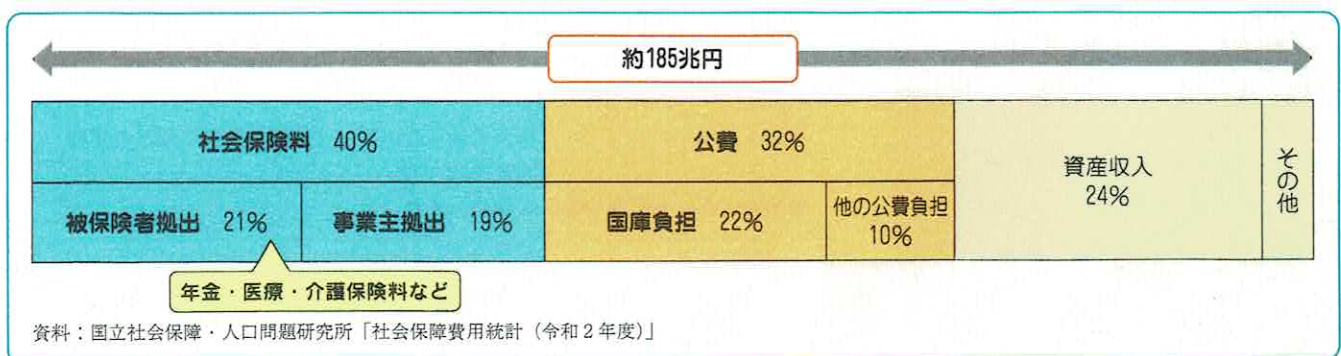
● 社会支出の内訳



● 社会保障給付費の内訳



● 社会保障財源の内訳



▶ 社会保障財源の全体像



社会保障財源は、社会保険料と公費に大きく分かれます。制度別の費用負担の割合の概要をつかみましょう。

社会保険料		公費	
被保険者拠出	事業主拠出	国庫負担	地方負担

内訳

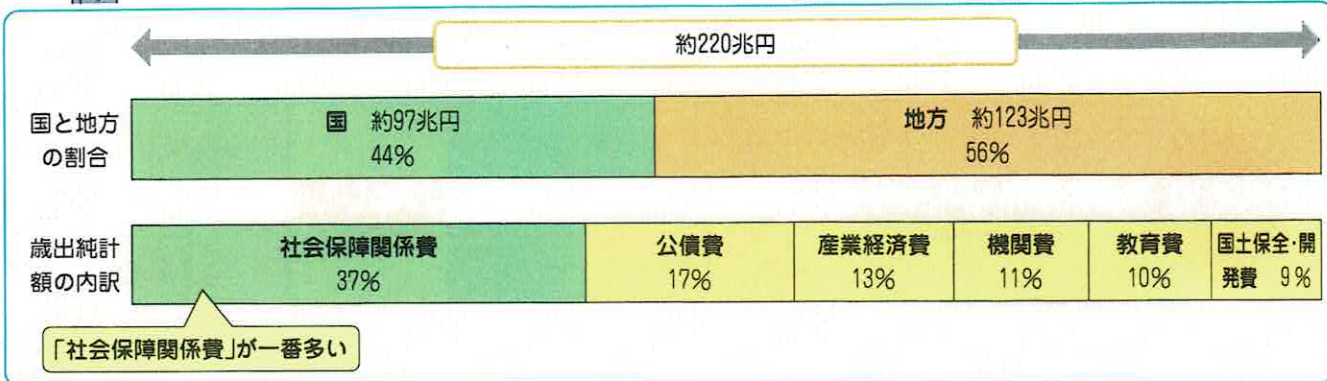
年金	厚生年金	保険料(労使折半) 10/10			
	共済年金	保険料(労使折半) 10/10			
	基礎年金 (老齢・障害・遺族)	保険料 1/2	国 1/2		
医療保険	健康保険(協会けんぽ)	保険料(労使折半) 83.6%		国 16.4%	
	健康保険(組合健保)	保険料(労使折半) 10/10			
	国民健康保険	保険料 1/2	国 41/100	都道府県 9/100	
	後期高齢者医療	保険料 1/2	国 1/3	都道府県 1/12	市町村 1/12
労働保険	雇用保険(失業給付)	保険料(労使折半) 3/4		国 1/4	
	雇用保険(雇用二事業)	保険料(全額事業主負担) 10/10			
	労災保険	保険料(全額事業主負担) 10/10			
介護保険	居宅サービス	保険料 1/2	国 1/4	都道府県 1/8	市町村 1/8
	施設等サービス	保険料 1/2	国 1/5	都道府県 7/40(17.5%)	市町村 1/8
社会福祉	教育・保育給付	国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4	
	障害福祉サービス費	国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4	
生活保護		国 3/4		都道府県・市 1/4	
社会手当	児童手当(被用者) 0歳~3歳未満	国 16/45	地方 8/45	事業主 7/15	
	児童手当(被用者) 3歳~15歳年度末	国 2/3		地方 1/3	
	特別児童扶養手当	国 10/10			
	児童扶養手当	国 1/3	地方 2/3		
	障害児福祉手当 特別障害者手当	国 3/4		地方 1/4	

▶ 国と地方の財政

● 国の財政と地方の財政の歳出純計額

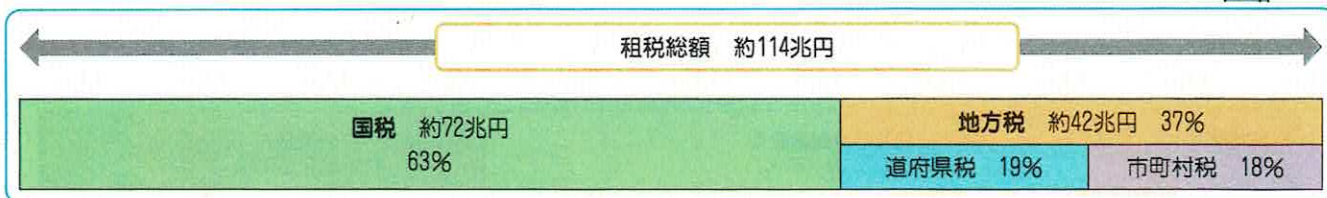


国・地方を通じた財政支出について、2021（令和3）年度の国と地方の財政支出の合計から重複分（「国から地方に対する支出」「地方から国に対する支出」）を除いた歳出純計額は、約220兆円となっています。



● 国税と地方税の状況

2021（令和3）年度の国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は約114兆円で、国税が約72兆円、地方税が約42兆円でした。



● 国民経済と地方財政



2021（令和3）年度の国内総生産（GDP）は約551兆円で、そのうち公的部門が占める割合は、27%となっています。公的部門のうち、地方政府の構成比は、中央政府の約2.4倍となっています。



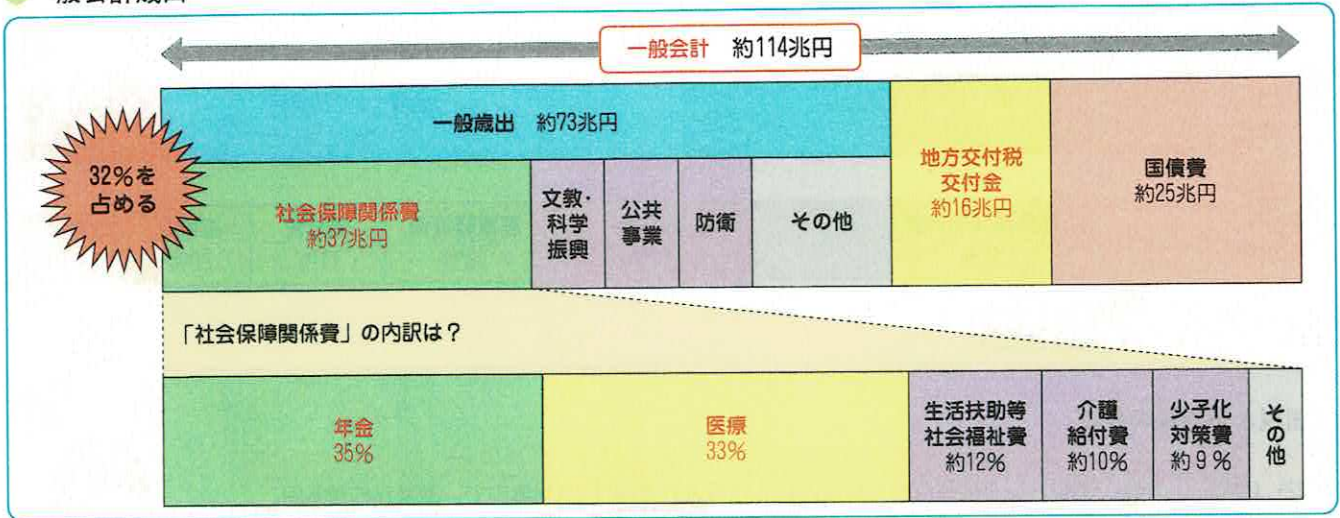
資料：総務省「令和5年版 地方財政白書」

▶ 国家予算

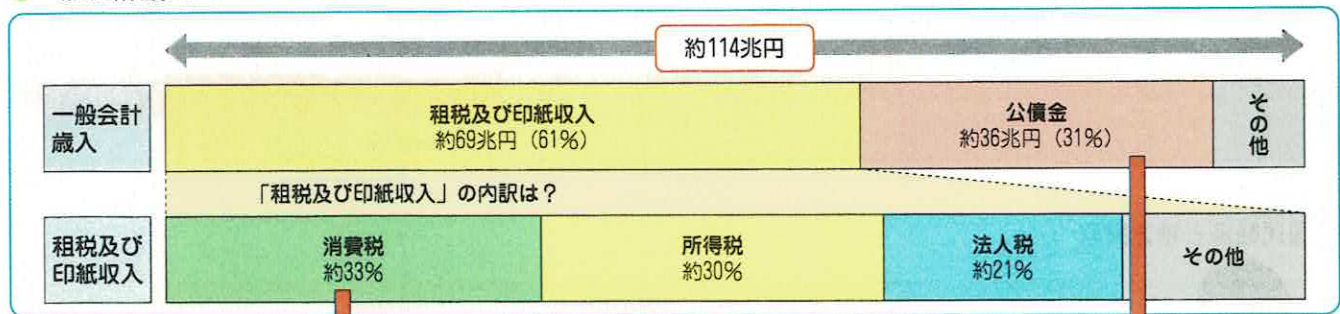


2023（令和5）年度の国家予算「約114兆円」の歳出・歳入の概要をつかみましょう。

● 一般会計歳出



● 一般会計歳入



● 消費税

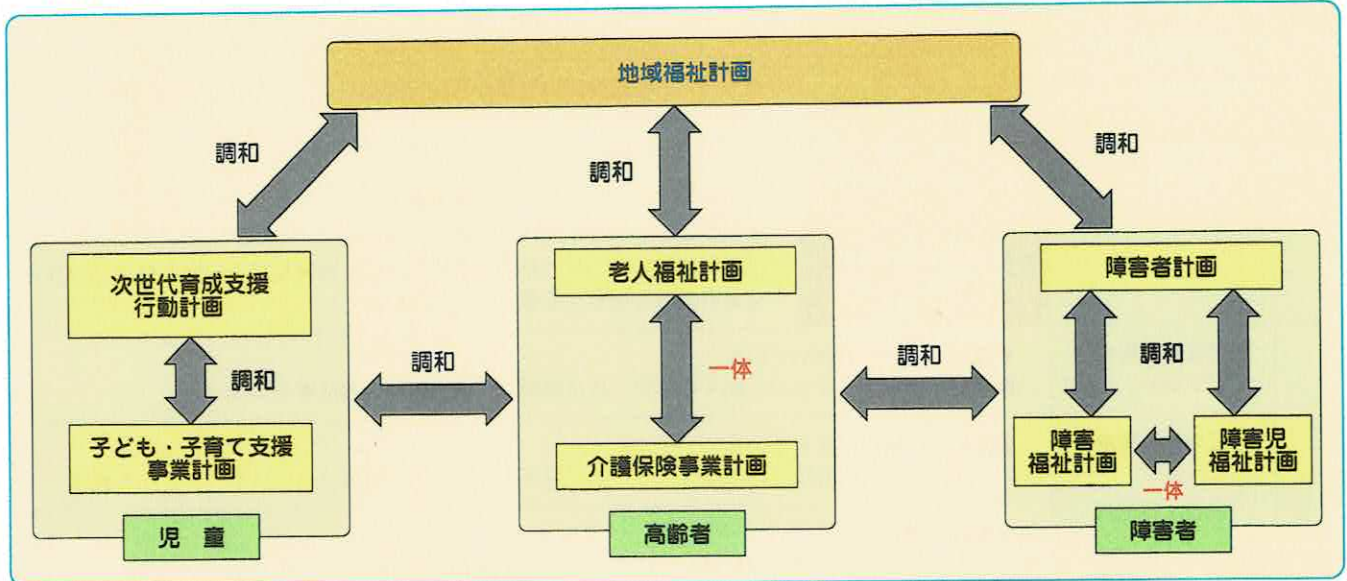
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 10%（飲食料品等は8%） ● 国税の消費税7.8%と地方消費税2.2%
納税義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内取引の納税義務者は個人事業者と法人（課税売上高が1000万円以下の事業者は免税）
非課税取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険医療の給付等 ● 介護保険サービスの提供 ● 社会福祉事業等によるサービスの提供など

● 公債残高の推移





▶ 福祉計画の全体像



計画	概要	都道府県	市町村	事業主	根拠法
地域福祉（支援）計画	●地域福祉の推進に関する計画	△	△		社会福祉法
老人福祉計画	●老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画	○	○		老人福祉法
介護保険事業（支援）計画	●介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画（3年を1期）	○	○		介護保険法
障害者計画	●障害者のための施策に関する基本的な計画	○	○		障害者基本法
障害福祉計画	●障害福祉サービスの提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画（3年を1期）	○	○		障害者総合支援法
障害児福祉計画	●障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画	○	○		児童福祉法
次世代育成支援行動計画	●次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県・市町村行動計画は、5年を1期）	△	△	□	次世代育成支援対策推進法
子ども・子育て支援事業計画	●子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施に関する計画（5年を1期）	○	○		子ども・子育て支援法

○ 「～定めるものとする」「策定しなければならない」など義務規定 △ 「努めるものとする」など努力規定
□ 労働者数が100人を超える事業主は策定し、届け出なければならない



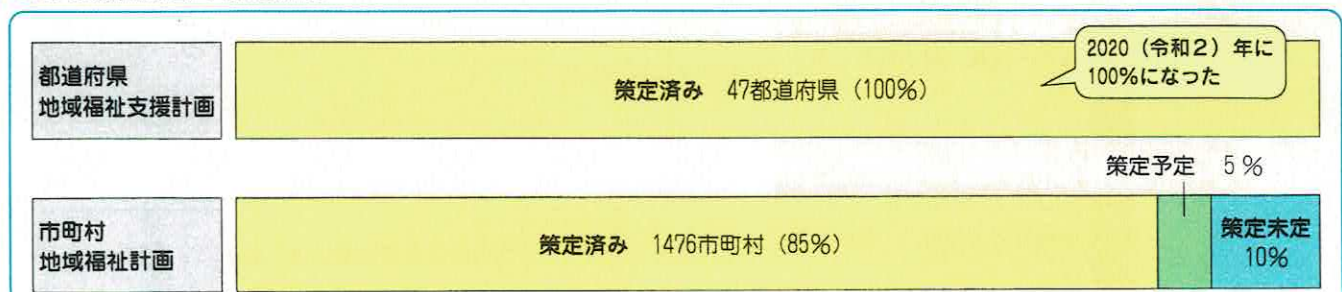
▶ 地域福祉計画

● 地域福祉計画の概要

地域福祉計画は、2000（平成12）年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、都道府県地域福祉支援計画及び市町村地域福祉計画からなります。

	都道府県地域福祉支援計画	市町村地域福祉計画
策定する事項	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとする
	1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項	1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項
	2 市町村の地域福祉の推進を支援 するための基本的方針に関する事項	2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
	3 社会福祉を目的とする事業に 従事する者の確保 又は 資質の向上 に関する事項	3 地域における社会福祉を目的とする事業の 健全な発達 に関する事項
	4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための 基盤整備 に関する事項	4 地域福祉に関する活動への 住民の参加の促進 に関する事項
	5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項	5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
住民等の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、市町村地域福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする
調査、分析、評価、計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、定期的に、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、定期的に、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする

● 地域福祉計画の策定状況



資料：厚生労働省「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果 令和4年4月1日時点調査」

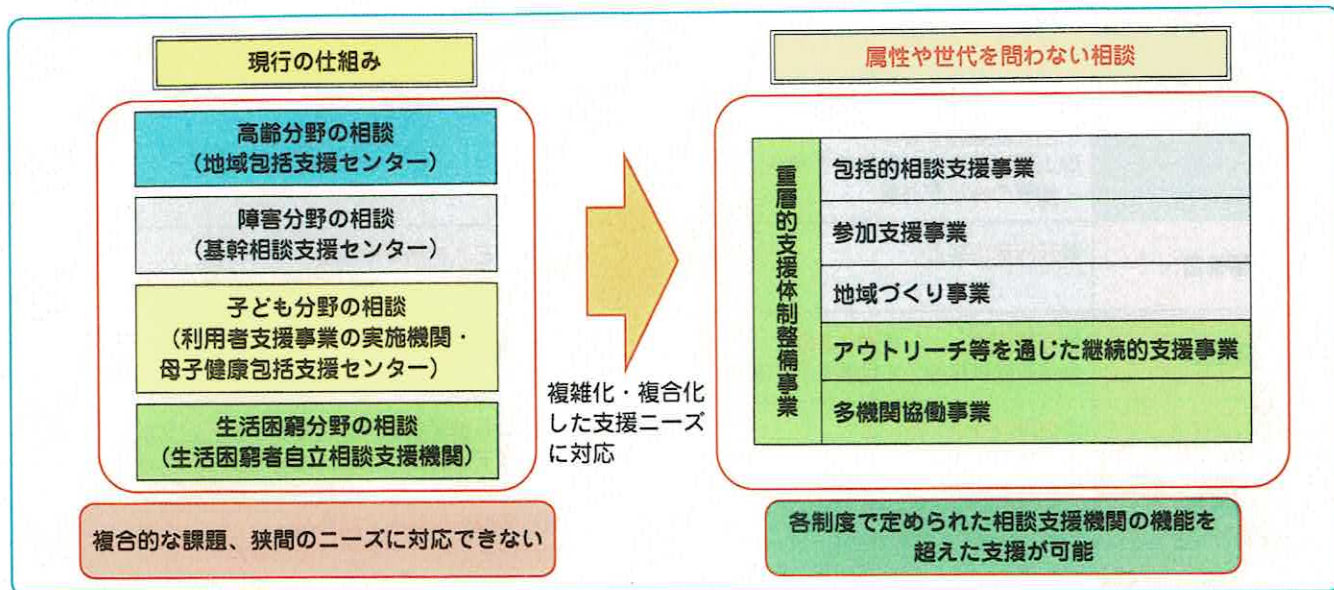
▶ 老人福祉計画と介護保険事業計画

	老人福祉計画 老人福祉法に基づく計画	介護保険事業（支援）計画 介護保険法に基づく計画
国	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は市町村老人福祉計画に参酌すべき標準を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は、基本指針を定める 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県は、各市町村を通ずる広域的な見地から、都道府県老人福祉計画を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画を定める
	<ul style="list-style-type: none"> 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 老人保健福祉圏域ごとの養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標 都道府県は、特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険事業計画の必要入所（利用）定員を勘案しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 老人保健福祉圏域ごとの介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数 介護給付等対象サービスの量の見込み
	<ul style="list-style-type: none"> 両者は一体のものとして作成されなければならない 都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものでなければならない 遅滞なく、厚生労働大臣に提出しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 必要入所定員総数を超過することを根拠として、指定・許可・認可をしないことができる
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、市町村老人福祉計画を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定める
	<ul style="list-style-type: none"> 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 市町村において確保すべき老人福祉事業の量の目標 市町村は、目標を定めるに当たっては、介護保険事業計画の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを勘案しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 地域支援事業の量の見込み
	<ul style="list-style-type: none"> 両者は一体のものとして作成されなければならない 市町村地域福祉計画と調和が保たれたものでなければならない あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない 遅滞なく、都道府県知事に提出しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 必要利用定員総数を超過することを根拠として、指定をしないことができる
		<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、施策の実施状況等に関する調査及び分析を行い、計画の実績に関する評価を行う

▶ 重層的支援体制整備事業



市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。（2021（令和3）年4月施行）



重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができる（任意） 「重層的支援体制整備事業」とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を支援する
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人（長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人など）に支援を届ける
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する

福祉行財政と福祉計画

問題 42 次のうち、都道府県、指定都市及び中核市がともに設置しなければならないと法律に規定されている組織として、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく地方精神保健福祉審議会
- 2 児童福祉法に基づく児童福祉審議会
- 3 介護保険法に基づく介護保険審査会
- 4 障害者基本法に基づく審議会その他の合議制の機関
- 5 社会福祉法に基づく地方社会福祉審議会

問題 43 児童福祉にかかる専門職等の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童福祉司は、児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する。
- 2 家庭支援専門相談員は、被虐待児童等、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接を行う。
- 3 個別対応職員は、里親家庭への訪問及び電話相談を行う。
- 4 里親支援専門相談員は、当該児童への生活場面での1対1の対応を行う。
- 5 母子・父子自立支援員は、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。

問題 44 「令和5年版地方財政白書」(総務省)における2021年度(令和3年度)の民生費の目的別歳出純計決算額の内訳のうち、最も額が高いものとして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会福祉費
- 2 老人福祉費
- 3 児童福祉費
- 4 生活保護費
- 5 災害救助費

問題 45 福祉計画における住民参加の方法に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 計画策定委員会は、保健・医療・福祉等の関係者や学識経験者、住民組織の代表者として参加する方法のほか、公募委員として参加する方法がある。
- 2 住民懇談会は、虐待リスクのある世帯等の個別の課題に関する事例検討を行うことを目的として開催される。
- 3 ワークショップは、地域の福祉課題に関するテーマを取り上げ、それに関する専門家等の話を聞き、住民間での周知を図ることを目的として開催される。
- 4 パブリックコメントは、福祉計画を作成するにあたって、事前に専門家からの意見や情報を募集することを目的としている。
- 5 社会福祉法において、市町村は、市町村地域福祉計画の策定にあたっては、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるものとされている。

問題 46 法律に定める福祉計画に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村地域福祉計画は、すべての市町村において策定が義務づけられている。
- 2 市町村介護保険事業計画は、5年を1期として作成することになっている。
- 3 市町村障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 4 市町村老人福祉計画は、市町村地域福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画は、3年を1期として策定することになっている。

問題 47 次のうち、定めたとき又は変更したときに内閣総理大臣に提出しなければならない計画として、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 都道府県老人福祉計画
- 2 都道府県障害福祉計画
- 3 都道府県障害児福祉計画
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 5 医療計画

問題 48 福祉計画の根拠法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村老人福祉計画の根拠法は、高齢者の医療の確保に関する法律である。
- 2 地域福祉活動計画の根拠法は、社会福祉法である。
- 3 市町村障害福祉計画の根拠法は、障害者基本法である。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画の根拠法は、児童福祉法である。
- 5 障害者基本計画の根拠法は、障害者基本法である。

福祉行財政と福祉計画

問題 42 正答 2, 5

- 1 誤り。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第9条第1項において、都道府県は、地方精神保健福祉審議会を置くことができるとされるが、設置は義務ではない。したがって、都道府県、指定都市、中核市ともに設置義務はない。
- 2 正しい。児童福祉法第8条第1項において、都道府県に児童福祉審議会を置くものとされているが、大都市等の特例として、指定都市及び中核市にも設置が義務づけられている。ただし、社会福祉法に基づく地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合は、都道府県等は児童福祉審議会を設置しなくともよい。また、児童福祉法第8条第3項では、市町村は市町村児童福祉審議会を置くことができるとされている。
- 3 誤り。介護保険審査会は、保険者である市区町村が行った保険給付に係る処分等に対する不服申立て（審査請求）の審理・裁決を行う第三者機関として各都道府県に置くとされており（介護保険法第184条）、指定都市及び中核市に設置義務はない。
- 4 誤り。障害者基本法第36条第1項において、都道府県（指定都市を含む）に審議会その他の合議制の機関を置くこととされている。また、同条第4項では、市町村（指定都市は除く）は審議会その他の合議制の機関を置くことができるとされるが、中核市に設置義務はない。
- 5 正しい。社会福祉法第7条第1項において、都道府県並びに指定都市及び中核市に地方社会福祉審議会を置くものとしてされている。

問題 43 正答 5

- 1 誤り。選択肢は、児童委員の職務の一つ（児童福祉法第17条第1項第3号）である。児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める（同法第13条第4項）。
- 2 誤り。乳児院、児童養護施設等に配置される家庭支援専門相談員は「ファミリーソーシャルワーカー」とも呼ばれ、対象児童の早期家庭復帰のための保護者等

に対する相談援助業務、退所後の児童に対する継続的な相談援助、里親委託の推進のための業務、養子縁組の推進のための業務、地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助、要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画、施設職員への指導・助言及びケース会議への出席、などを業務とする。

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」平成24年4月5日雇児発0405第11号（以下「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」））

- 3 誤り。乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等に配置される個別対応職員は、被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、当該児童への生活場面での1対1の対応、当該児童の保護者への援助、その他の業務を担う。

（「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」）

- 4 誤り。里親支援を行う乳児院及び児童養護施設に配置される里親支援専門相談員は、里親の新規開拓、里親候補者の週末里親等の調整、里親への研修、里親委託の推進、里親家庭への訪問及び電話相談、レスパイト・ケアの調整、里親サロンの運営、里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、アフターケアとしての相談、の業務を行う。

（「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」）

- 5 正しい。母子・父子自立支援員は、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項第1号）。また、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う（同条第2項第2号）。これらの職務を行うに必要な熱意と識見をもつ者のうちから、都道府県知事等により委嘱される。

問題 44 正答 3

- 1 誤り。「令和5年版地方財政白書」（総務省）における2021年度（令和3年度）の民生費の純計決算額31兆

3130億円のうち、社会福祉費は、9兆1049億円（構成比29.1%）で2番目に多い。前年度と比べると13.8%増となっている。なお、2021年度（令和3年度）の民生費の決算額31兆3130億円は、子育て世帯等臨時特別支援事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加で、前年度と比べると9.1%増となっている。

- 2 誤り。「令和5年版地方財政白書」（総務省）における2021年度（令和3年度）の民生費のうち、老人福祉費は、6兆8106億円（構成比21.8%）で3番目に多い。前年度と比べると1.8%減となっている。
- 3 正しい。「令和5年版地方財政白書」（総務省）における2021年度（令和3年度）の民生費のうち、児童福祉費は、11兆4651億円（構成比36.6%）で最も多い。前年度と比べると17.0%増となっている。
- 4 誤り。「令和5年版地方財政白書」（総務省）における2021年度（令和3年度）の民生費のうち、生活保護費は、3兆8836億円（構成比12.4%）で4番目に多い。前年度と比べると0.6%増となっている。
- 5 誤り。「令和5年版地方財政白書」（総務省）における2021年度（令和3年度）の民生費のうち、災害救助費は、488億円（構成比0.2%）で最も少ない。

問題 45	正答 1, 5
-------	---------

- 1 適切。計画策定委員会は、幅広い意見を集約するため、保健・医療・福祉等の関係者や学識経験者、住民組織の代表者のみで構成されるのではなく、行政が公募する「公募委員」として参加し、意見を述べるという方法もある。
- 2 適切でない。住民懇談会は、ざくばらんに地域住民が地域や生活課題等について話し合い、課題解決のために何ができるのかを検討すること等を目的としており、個別の事例検討を行うことはプライバシー保護の観点からも適切ではない。
- 3 適切でない。ワークショップとは、一方的に専門家等からの話を聞くのではなく、参加者自身が積極的に討論に加わったり、作業や協働体験などを通じた学習を行ったりすることであり、双方向の参加体験型グループ学習のことである。
- 4 適切でない。パブリックコメントとは、行政の基本的な政策等を定める計画や条例を決める際に、その案や素案について、広く市民に公表し、意見や情報を求めることであり、専門家からの意見や情報を募集することに限ったものではない。
- 5 適切。社会福祉法第107条第2項において、「市町村

は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」とされている。

問題 46	正答 3
-------	------

- 1 誤り。市町村地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された計画であり、2017年（平成29年）5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により同法は一部改正され、それまで任意とされていた計画策定が努力義務とされた。
- 2 誤り。市町村介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、介護サービスの確保や円滑な提供のために市町村に策定が義務づけられているものであり、5年を1期ではなく、3年を1期として作成することになっている（介護保険法第117条第1項）。
- 3 正しい。市町村障害児福祉計画は、2016年（平成28年）の児童福祉法の改正を受けて、2018年（平成30年）4月より新たに策定が義務づけられた計画であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定される市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる（児童福祉法第33条の20第6項）。
- 4 誤り。市町村老人福祉計画は、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画に「調和が保たれたものでなければならない」と規定されているが（老人福祉法第20条の8第8項）、「一体のものとして作成されなければならない」という規定はない。市町村老人福祉計画は、老人福祉法に基づき、高齢者を対象とした老人居宅生活支援事業や老人福祉施設による事業等に関する目標量とその確保のための方策について定める計画であり、市町村に策定が義務づけられている。なお、市町村老人福祉計画は市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならないとされている（同条第7項）。
- 5 誤り。市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画であり、5年を1期として定めるものとされている（子ども・子育て支援法第61条第1項）。

問題 47	正答 3, 4
-------	---------

- 1 誤り。都道府県老人福祉計画は、老人福祉法が根拠となっており、同法第20条の9第7項において、「都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない」とされている。
- 2 誤り。都道府県障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が根拠となっており、同法第89条第10項において、「都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない」とされている。
- 3 正しい。都道府県障害児福祉計画は、児童福祉法が根拠となっており、同法第33条の22第9項において、「都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない」とされている。
- 4 正しい。都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法が根拠となっており、同法第62条第6項において、「都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない」とされている。
- 5 誤り。医療計画は、医療法が根拠となっており、同法第30条の4第18項において、「都道府県は、医療計画を定め、又は第30条の6の規定により医療計画を変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない」とされている。

問題 48	正答 5
-------	------

- 1 誤り。市町村老人福祉計画の根拠法は、老人福祉法である。同法第20条の8第1項において、「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を定めるものとする」とされている。
- 2 誤り。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画のことであり、社会福祉法その他の法律が根拠となっているわけではない。社会福祉法を根拠とする計画は、「地域福祉計画」である。
- 3 誤り。市町村障害福祉計画の根拠法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（障害者総合支援法）である。同法第88条第1項において、「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする」とされている。

- 4 誤り。市町村子ども・子育て支援事業計画の根拠法は、子ども・子育て支援法である。同法第61条第1項において、「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする」とされている。
- 5 正しい。障害者基本計画の根拠法は、障害者基本法であり、同法第11条第1項において、「政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本計画）を策定しなければならない」とされている。